

水道水に含まれる放射性物質測定結果

令和 7 年 6 月分

6 月 4 日採水

[単位：Bp（ベクレル）/kg]

採水場所	放射性セシウム	
	Cs-134	Cs-137
川原浄水場	不検出（＜0.58）	不検出（＜0.66）
三泉浄水場	不検出（＜0.48）	不検出（＜0.73）
幸生浄水場	不検出（＜0.53）	不検出（＜0.52）
田代水道浄水	不検出（＜0.54）	不検出（＜0.47）

令和 6 年 9 月分

9 月 3 日採水

[単位：Bp（ベクレル）/kg]

採水場所	放射性セシウム	
	Cs-134	Cs-137
川原浄水場	不検出（＜0.73）	不検出（＜0.68）
三泉浄水場	不検出（＜0.82）	不検出（＜0.65）
幸生浄水場	不検出（＜0.57）	不検出（＜0.62）
田代水道浄水	不検出（＜0.60）	不検出（＜0.58）

【検出下限値】とは、測定において検出出来る最小値で、検体の量や検査時間、機器の性能によって異なり、又、放射能の特性として同じ機器で測定しても検体ごとに検出下限値は変動します。たとえば「不検出（＜0.67）」とあるのは、その検体で検出できる最小値が0.67Bq/kgであり、放射能濃度は「0.67Bq/kg 未満である」事を意味します。この際、表記上は「不検出」としています。